

令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格審査申請の受付

1 入札参加資格の審査

竹原市が令和7・8年度に発注する建設工事等（建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、電子入札等システムを使用して申請の上、竹原市に対しては、竹原市独自提出書類（「3 提出先及び提出期間」参照）を所定の期日までに提出してください。

2 申請の方法

電子入札等システムを使用して申請してください。

電子申請を行うためには、電子入札用のICカードを準備する必要がありますが、**ICカードがなくとも、商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。**利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備（利用者登録等）を行う必要があります。

申請の詳細については、「広島県申請手続の概要」等を確認のうえ、適切に申請を行ってください。

広島県ホームページへリンク

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

3 提出先及び提出期間

(1) 電子申請

申請期間	令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金） （9時00分～17時00分）（土・日・祝祭日を除く） ※ この間に申請に必要な情報を入力し、送信を完了させる必要があります。
提出書類の提出期限	令和6年11月29日（金）必着

《提出書類の郵送・持参先》

共通書類	広島県 土木建築局 建設産業課 入札制度グループ （〒730-8511 広島市中区基町10番52号）
竹原市独自提出書類	竹原市 総務部 財政課 契約管財係 （〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号）

※ 提出書類が提出期限までに届かないときは、申請全体を無効とします。

※ 電子申請の提出書類については、竹原市独自提出書類を除き、広島県が一括して受け付けを行いますので、共通書類は直接広島県に提出してください。共通書類については「広島県申請手続の概要」等を参照し、確認を行ってください。

4 申請資格

次に掲げるいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を申請することはできません。

ア	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
イ	申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
ウ	申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査（「5 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」のとおり。）を受けていない者。
エ	ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
オ	入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
カ	経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者。
キ	プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の申請を行っていない者
ク	次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く) (ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 (ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※ 建設業者等指名除外要綱により、竹原市の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、建設工事入札参加資格再認定要領により再認定を受ける必要があります。（詳細は広島県建設産業課にお問い合わせください。）

5 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

令和5年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの。

また、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

6 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く。）

7 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和9年5月31日まで有効です。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

また、有効期間の始期については、令和7年6月1日を予定しています。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可がなくなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

8 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事入札参加資格者名簿を作成し、竹原市のホームページに公表します。

9 竹原市独自提出書類一覧表

竹原市への提出書類は次のとおりです。

番号	提出書類等	様式番号	申請者の区分	
			市内業者	市外業者
1	送信完了兼受付票(電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの)		○	○
2	建設業許可申請書の写し 【注2】【注6】		○	○
3	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し 【注3】【注6】		○	○
4	障害者雇用状況報告書の写し(障害者雇用義務のある者)又は障害者の雇用状況を確認できる書類(障害者手帳等)の写し(障害者雇用義務のない者) 【注4】【注6】		△	△
5	納税に関する同意書(個人は代表者の同意書、法人は法人の同意書) 【注5】	様式第1号	○	△
6	印鑑証明書(写し可) 【注3】		○	○
7	使用印鑑届(実印と使用印が異なる場合のみ)	様式第2号	△	△

(○印は提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

注1 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

注2 「2」の提出書類については、許可の更新手続中の者のみが提出するものとし、直前に申請した許可官庁の受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表)の写し。

注3 「3」及び「6」の提出書類については、申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注4 「4」の提出書類については、雇用義務の有無を確認のうえ、下の要件を満たす場合のみ、必要書類を提出してください。(県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営

業所で障害者を雇用していても、対象外。))

雇用義務の有無	要件	提出書類
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率(2.5)を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可)①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

注5 「5」の提出書類については、市外業者のうち、竹原市内に営業所等がないなどのため、竹原市に納税義務のない場合、提出不要です。その場合、「1」の送信完了兼受付票のチェック欄「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」にチェックを入れ、竹原市を○で囲んでください。

注6 「2」から「4」までの提出書類については、広島県を含めて入札参加資格審査の申請をした場合は、竹原市への提出は不要とします。(広島県へ入札参加資格審査の申請をしない場合のみ提出が必要です。)

10 注意事項等

- (1) 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- (2) 竹原市独自提出書類における提出書類の綴じ方については、特に指定しません。(ホチキス・ひも等でばらけないように綴じてください。)